

御遺文蒐集史上に於ける上古三聖

鹽 田 義 遜

一

此に上古三聖といふのは身延に於ける上古の三聖で、即ち身延の歴代の三聖中最も上古に位する、日朝、日意、日傳の三聖をいふのである。吾等は前號に於て「身延の御眞蹟に就て」述べた故に、次で身延を中心とする御書録内外の蒐集に就て述べて見たい。若し御眞蹟に就ては前號に於て、歴代の中興三師に就て、朝意傳三師と、重遠乾の三師を以て共に、身延山に於ける御遺文蒐集時代の兩三師と見、後の脱省亭の三師を以て保存時代と見たが、若し御眞蹟を離れた御遺文そのものとしては、中興の三三師の中、最初を蒐集時代、次を刊行時代、後を流布通時代と見べきであるから、今は正しく最初の蒐集時代に就て述べることにする。

而して身延一山に於ける、御遺文中心の蒐集刊行の事實は、これ身延のみに就て見る時には身延のそれであるが、これが頓て宗門に於ける、御遺文編輯史上の動きとして見ることが出来る。随つて今

述ぶる所は、獨り身延一山の事實ばかりでなく、同時代に於ける宗門的の事業であり、殊に行學朝師の如きは、此の点に就ては宗門に於ける、一大勳功者として見ねばならぬのである。特に古來録内外の蒐集の史實が、獨り録内の最初にある『御書目録後記』の文に支配せられて、その史實の研究を等閑に附した感がある。而して聖滅五四三年に入寂した、紀州感應寺十八世の勇猛麿師の、『祖書編輯考』のみ此の問題に貢献し觀がたある。即ち御書の編輯に就ては、古來日昭の執筆と稱する『御書目録日記事』には「宗祖御入滅の後には、定めて無道心の惡人等が出で、恣に謀書を作つて御書と稱して、世間の人達を惑はすに依て、去る弘安六年二月の頃から内々傳達して、一周忌を期して所持の御書を持ち寄り、一百四十八通を以て御書と決定し、目録を作り、その他のものは御書であつても、六老僧一同の内諾を経て御書と定むべきである」とあるのである。而してこれに弘安六年 大才癸未 十月十二日」と記し、且つ六老僧の署名が連記してあるのである。故に此の第一周忌の時の一四八通を以て録内とし、これに漏れたものを三周忌に蒐集して録外と定めたといふが、これに對して勇猛麿師は、各十義を擧げてこれを疑ひ。且つ録内目録の原本に就て、

蓋し以るに六聖の結集鑑定の通署は、其意後學の疑惑を觸くに在り矣。宜しく書を延山に留めて其信を獎むべき也。雷「目録」のみ然るに匪ず、亦當に其全帙を貯留すべし。而て既に無し焉。後人

の思惟に出つること想ふべし。『祖書編輯考』

といひ。又録内外名目に就て、

蓋し内外相對の立名は同時に有るべき也。若し異時と言はば、録外の目有りてより録内と名つくべき也。録外の立名莫くんば則ち亦録内の目無かるべし。内外已に立たず本數決定せずんば、則ち通署某の家に在りと言ふとも、以て証となすに足らざるなり。況や其書無きをや。故に六聖の通署は後世の仮托たること驗し矣。亦内外の題額後世に出ること昭然たり。(全上)

といひ。更に録内の編輯に就て、聖滅十有餘年の正安の頃より、漸く異端の説が現はれ、百年頃分派を出すに至り、應永の頃聖滅一二には御書の偽作が盛になつて來た故に、二三の哲匠が弊風の萌生を悲んで、密かに相約し陰かに珍藏する祖書を索め、且らく一四八通を以て完帙として、篇目を定め名を六聖に嫁して偽防に備へたのが、今日の所謂録内であつて、その後口決相承の諸篇を蒐めたものが録外であるといふのである。

如上の説に依れば聖滅百年頃、二三の哲匠が御書偽作の弊風に鑑みて、珍藏の祖書を索め一四八通を得て、これが篇目を定めて六聖の蒐集に擬したものが、録内の御書といふのである。

二

吾等は祖書中録内の編輯に就ては、粗ぼ上述の麿師の説に讃する者であるが、今且らくその説を別に
して、身延歴代を中心として御書の蒐集に關して述べることにする。今日身延山に藏する御書の歴代
寫本中、最古のものとしては、先づ第二世の佐渡阿闍梨日向聖人の、『安國論』の寫本を初めとして、
第三祖日進聖人『御書寫本』一冊が、これに次ぐものである。而して此の中には

一、立正觀抄

法華止觀同異決

十枚

元徳二年寫本

一、自佐渡國人之中給御書

法華行者值難事 追伸

三枚

一切諸人見聞之^ニ 有志人々互語之

一、武藏殿

江能 御書下案

日蓮房又佐渡國え被遣候て後兩三年も候て者可^レ有^ニ御免^一候。若承て被^ニ具下^一候人も、若殿原
之中にも死罪などに被^レ行事も候とてか様に申候。又御領之御爲惡かるべく候間か様に申候。

九月十四日

左衛門尉頼綱 在判

次郎 兵衛 殿

文永八年九月十五日到來 承^ニ三郎太郎^一武藏殿 御在判

一、佐渡國流人僧日蓮引率弟子等巧ニ惡行ニ之由有ニ其聞ニ、此行之企甚以奇恠也。自今以後於ニ相隨ニ、彼僧之輩者可レ令レ加ニ炳誠ニ。猶以令ニ違犯者可レ被ニ註進ニ夫名之由所候也、仍執達如レ件

文永十年十二月七日

沙彌觀惠上

依智六郎左衛門尉殿。

一、御赦免之狀

日蓮法師御勘氣事所レ被ニ免許ニ候也。

文永十一年二月十四日

行 兼 在判

清 長 在判

行 平 在判

光 綱 在判

藤左衛門入道殿

一、武藏前司殿 御教書案 御赦免狀

日蓮法師御勘氣事有ニ御免許ニ之由所レ被レ仰レ候也。早可レ被ニ赦免ニ之由候也。仍執達如件

文永十一年二月十六日

兵部承行兼 奉

山城兵衛入道殿

一、最蓮房御返事 (立正觀抄送狀) 二月廿八日 元徳二年寫

一、顯佛未來記 文永十年後 五月十二日御書 元徳二年寫

一、種々災難起御勘文事 (災難對治抄)

右九篇一卷全三十二枚で、青表紙で朝師の御書目錄と同一体裁で、右の中御書としては「立正觀抄」「全送狀」「法華行者值難事追伸」「顯佛未來記」「災難對治抄」の七篇がある。

その後善・臺・院・叡・億・學・延の諸師にも、勿論多くの御書の寫本があつたらうが、今此に明記することは出来ぬ。斯くて進師 元徳二年寂聖滅四九年 後七代百三十年を経て、聖滅一八〇年の寛正二年に、第十一代の行學朝師が身延に入山せられたのである。斯くて朝師入山以來、伽藍の方面に於ては西谷の地の狹隘を感じて、現今の地に移建したといふが、又近時の一説には村松海長寺九世海師の旧記に

文明六年甲午地震於三延山一值之。身延山事。大聖人御草創之諸堂地悉損滅成三河原一畢。日朝聖人御建立之御塔頽落。坊中等悉流失。今之御堂地日朝聖人再興開興之山也。

とあるは海師身延修學中の事實で、時に村松海長寺は海瀟の厄に遇ひ、身延の地震のため山津波の厄に

罹り、西谷が悉く河原に化したのに原因するともいふが、若し果して後説の如くであれば、朝師入山後十四年聖滅一九三年の事になるのである。

孰れにもせよ朝師現今の身延の素地を造つたばかりではなく、御眞蹟の蒐集は勿論、御書の蒐集に全力を注がれて、現に朝師の眞寫本として、身延文庫に珍藏せられるもの、録内外合して二百三十八通を數ふるのである。且つ自らこれを註せられて、その講録たる「朝師見聞」は、五大部外二十一章に亘り、四十四卷の多さを加へるのである。

三

以下朝師の御書蒐集に就て述ぶるに先ちて、若し朝師以前に就てこれを見れば、中山の富本常師の『本尊聖教録』永仁七年聖滅一八の六十七篇。次で祐師の『本尊聖教録』康永三年聖滅六三の百五十篇に先づ指を屈しねばならぬ。勿論右の二録は御聖教目録であるが、又御書目録とも見做さるのである。その他には聖滅五一年に入寂せられた、富士興師の『富士一跡門徒御存知事』宗全興門集に見る、五大部外「下山抄」「取要抄」「四信五品抄」「本尊問答抄」「唱題抄」の十抄を掲ぐるもの、外、未だ目録と稱すべきものは無い様である。

これに次ぐものとしては、聖滅一八〇年即ち寛正二年の著と稱する。矢張中山門流に屬す本成日實の『當家宗旨名目』であるが、これには既に三大部五大部（上 四九左）の目を出し、下卷の初には「上帖には題號の法門、悉く大綱を以て之を沙汰し訖る。此帖には大聖人の御作の御書の、録外録内の分別、六老僧の御事、同じく御化道の終りを載すべき也」（下初）といひ、「御書目錄」に依り録内を百四十八通を定め、録外に就ては

偕て録外の御書は數を知らず。若し數を知らば録内同前なるべし、云々惣じて御書の數七百余帖と云々不審也。乃至抑目錄最初は何御書ぞや。答云く「立正安國論」也。

といへば、若し朝師の身延御入山を寛正二年とすれば、既に此の時中山門流には録内は、一百四十八通整足して居たのである。而して『宗旨名目』にその名目の見ゆる録内御書は、計五十五通でこれは五大部等を始めとして、「取要抄」「題目抄」「唱題抄」「顯立正意抄」乃至「四恩抄」等の、宗義に關係ある重要御書で、その大意、御述作の年月、對告衆等に就ての略解である。併し乍ら録外に就ては録内同然といひ、御書の總數を七百篇といふに就ては不審なりといふ如く、七百中百四十八の録内を除いた、五百五十篇の録外があることは、勿論不審であるが、『宗旨名目』中に見ゆる録外の御書は、全体で次の十八通に外ならぬのである。

一、二四、二六、九〇、一一八、一三四、一四二、一六一、一七一、一七四、一七五、
一八三、一八九、一九〇、一九三、一九五、一九六、二二六、

右の如く十八通の中、御眞撰に拘はるものは半數に満たぬ有様であつて、此の点から見ても當時に如何に録外が信用出来なかつたのか、知れるのである。

此の他には朝師 聖滅一四一—二一九 と同時代で、一年の後輩たる京都妙顯寺六世の、膽山寒松軒日具僧正 聖滅一四二—二二〇 の『潤亭函底抄』であるが、本書は具師が聖滅二一七年即ち明應七年十月から、翌年六月に亘る約一ヶ年を費した著であるが、師はこれを編輯するために、祖書を某山より借りたそうであるが、その中には祖書を掲ぐること三十四篇で、五大部を始めとして録内の順序を遂ひ肝要なる御書に就て述べたものである。故に是等の事實から見ても、當時録内丈は所謂六聖に仮托して、大体蒐集せられ身延中山等の門流には、粗ぼ保存せられたものであらう。然らば當時果して身延山にも、録内の完本があつたことは、現に朝師御筆の「録内目錄」があるに依ても明かである。該目錄に依れば最初に、「御書目錄日記事、六老僧所記」として「安國論を始めとして、百四十八通を掲げ、已上御抄目錄如斯、合一百四十八通」と書して後は、矢張六聖蒐集の緣由と署名が記されて居る。御書の順序等は、粗ぼ現行の録内板本の如くであるが、併し乍らその名稱の如きは必ずしも

現行本に一致しない。或は「御書」とのみ書してあるのさへある。併し口實の『宗旨名目』以上に現行録内板本に近く、殊に朝師の『録内目録』には「可變」等と傍書して、板本目録に導いた点が明瞭である。斯かる点から見て朝師の目録は、恐らく録内最初の刊行の元和板聖滅三四年 功德日通校訂の臺本となつたものと思惟するものである。

今試みに朝師目録と現行録内本との、御書の次第の同異を對照すれば、

書名	録内板本	朝師目録
阿佛房御消息	五一	一六
兄弟鈔	二〇	二三
四條金吾許御文	二三	二五
追申 <small>法華行者值難事（佐渡國人々御中抄）</small>	二六 別開	二六 本書に附す
寺泊御書	二七	二八
佐渡御書 <small>日蓮弟子檀那御中</small>	二九	三一
有智弘正法事	三一	三四

聖人知三世事

七八

八〇

善無畏鈔

八八

八九

太田殿御鈔 慈覺大師事

九六

九一

妙法尼御前抄

一〇〇

九八

十法界事

一一三

一一二

行敏訴狀會通

一三〇

一三七

の異同があるが、身延の「朝師目録」には相等手入れがしてあつて、現行の「録内目録」がそれを定本としたことは濃厚である。此の外最後の「地引御書」の後に、更に「日女御前御書」（外一五二）「西山殿御返事」七六番の「寶經法重抄」を書き添へてあるが、これは目録完成のためで、或は一百四十八通に更に二通を加へて、一百五十通とせんとの準備とも見られる。更に身延文庫には「録内目録」で一百四十八通整足したものがあつたが、これと「朝師目録」とは姉妹關係があることは明らかで、兩録を對照した形蹟が、朱筆の後から見られる。若し「朝師目録」が目録日記の文中「隨悉持參有之御書大合之爲三一百四十八通」の十八子を脱して居ること、又字句中「御信用」を「御僧」と爲し、「廻文」の下「云」字、「觸之」の下「候畢」の字を脱するより見れば、他の一本の方が原本で、「朝師

目録」がこれを轉寫したとも見られる。孰れにもせよ身延文庫には、「朝師目録」の外古本の「録内目録」のあることは記憶すべきである。

四

目録の事はこの程度にして、正しく本題たる朝師の蒐集せられた、御書に就て見るならば、これは明治の晩年慈師の御代に、故島智良師が手入されて居るので、這般の研究には非常に好都合である、島師の手入本は録内二十六冊、録外十冊、都合三十二冊になつて居るが、原本は録内分五十四冊百二通、録外は三十四冊百通で、内外合して八十八冊二百二通現存するのである。

先づ録内に就て見るに、これに就ては島師が手入の折の調査の記事が、録内本の卷首にある、即ち日朝上人真寫録内合本廿冊、外に補欠分合本六冊。原本五十四冊、百〇二通。内録外十六通あり、内は八十六通。

右録内不足分傳師代補欠合本、(原本十五冊)三十六通、内重出貳通、外壹通、内内三十三通、合計百十九通、故に全目録數百四十八通の内、貳十九通全く不足となる、此不足分番號左に、

二、三、四、五、六、九、二一、二四、二五、三一、三二、三八、四八、四九、

六三、六四、七一、七三、八九、九六、一〇三、一〇四、一〇六、一〇七、一一〇、
一四〇、一四一、一四三、一四六、

右細目及眞寫「録外目録」は十二世意師部、意師眞筆「御筆御書註文」にあり往見、

右原本冊數は明治四十三年調査の際、現在品に依る。眞筆目録も録外の方は、意師の控あるを以て、
原本數と現存數との對照を得れども、録内分は控無きを以て、現在の不足二十九通を悉く原本の時
より不足なりと云ふにはあらざるなり。されば現在不足分に依れば、二、三、四等の大事の御書ま
で欠本なれど、原本時代には定めし有りしならん。想ふに第一の「安國論」の如く、冠謗註も立派
に入りたるものにして、早く散逸せしならんか。

	原本	合本	通數	録内	録外	重出
眞寫	五四	二〇	一〇二	八六	一六	—
補欠	一五	六	三六	三三	一	二
合計	六九	二六	一三八	一一九	一七	二

故に全一四八の中二九不足となる。

右の記録に依て、朝師蒐集の御書の内容は明了である。即ち島師もいふ如く、現在の朝師の録内本に

は二九通の不足があるが、勿論それは今日から見た所謂朝師蒐集本の不足で、朝師の時に百四十八通が果して完備したか否かは不明である。何となれば鳥師も朝師の寫本全体一〇二通中、既に録外が十六通あつたといへば、録内は八十六通で随つて、不足が六十二通あつたのである。故に傳師が三十六通を補足したといふが、内に重出の二通と録外の一通とを去れば、録内分の補足正しく三十三通で、それ丈け朝師本の六十二通の不足を補つても、更に二十九通の不足があつたのである。

由來傳師は朝師の入室の弟子であつた故に、傳師の録内の補足は、必ずしも朝師滅後のことではなくて、恐らく御在世中側近にあつて、朝師の御書蒐集を資けて、録内の完璧を期したものとも思はれる。故に今は且らく傳師の補足した分も、朝師蒐集の録内本として取扱ふことにする。而して今先づ朝師蒐集の一〇六通を、鳥師の合本に就て番號に依て配列すれば左の如くである。

第一卷 一、

内一

第二卷 七、八。

内二

第三卷 一〇、一一、

内二

第四卷 三、七、一五、一六、一三、一四、一五、一六、一七、

内九

第五卷 一四、一六、一四七、

内三

第六卷 一七、一八、七八、三四、三〇、

内五

第七卷 一九、二〇、

内二

第八卷 三三、三三、異本録外二六、異本録外二七、二七、八七、二八、

内九、外二

第九卷 一三、三九、三三、九五、四〇、四一、

内六

第十卷 四三、四三、四四、一九、二〇、二九、三三、八一、七五、九〇、一〇七、一三〇、

内一二

第十一卷 四四、外二〇二 五、五三、

内四、外一

第十二卷 四四、五五、五五、

内三

第十三卷 五七、外一〇六 二三、一〇五、五八、外五四、 一〇四、外一二二

内八、外三

第十四卷 六〇、外二〇一 一三七、外一六 六三、六五、

内六、外二

第十五卷 六六、六七、

内二

第十六卷 六八、七二、

内二

第十七卷 八三、八三、八八、九〇、

内四

第十八卷 九二、外 九〇、外 八〇、一三一、外 八三、一三二、一〇一、外 六一、外 九七、九九、一三三、一〇三、

内一二、外七

第十九卷 一三三、一三三、一五五、一四四、一四四、一六六、

内六

第二十卷 二五、二七、外二三四、外四五、一三一、外一四二、一三三、九三、

内八、外三

以上計一〇六通であるが、此の内録内の九〇、録外の一三二の二通が重本であり。外録外が一五通、更に第八卷に「安國論判狀」「觀惠狀」前引日進寫本中にありの二通があるが、之は且らく除くとすれば、御書とすれば正しく一〇二通で、此の内録外一五通を除けば録内は八七通である。然るに島師がこれを八六通としたのに對すれば一通の相違があり、又その缺本中へ一〇四と一〇七とを加へて居るが、これは恐らく九四と九八の兩書の誤であらう。

斯の如き朝師蒐集の録内八七通は、所謂録内の一四八通に對しては、實に六一通の不足があるのである。而して是等の中三六通は、傳師本に依り補足することが出来るのである。これ島師が「録内不足分傳師代」今筆者は「朝師代傳師資助と見る」補欠合本（原本十五冊）三十六通、内重出二通、外壹通内三十三通」と記せる如く、原本十五冊を島師は六冊に合本したが、その第一は目録で、第二卷以下に三十六通が収められて居る。今番號を以て之を示さば

第二卷 一五、二九、二七、一〇八、一一四、三七、

第三卷 三四、四七、五九、三五、九七、七九、四五、

第四卷 一四七、五三、七四、一一一、一二四、九三、九一、八四、一〇〇、

第五卷 八〇、外二三三六、五〇、八六、一三八、六一、六九、

第六卷 一二二、一四五、一〇九、一二一、一二三、一三六、一二八、

以上三六通であるが、此中一通の録外は二三六の「阿佛房殿御返事」千日尼御前御書、一三四で、その他に島師は重本二通といふが實は四通あるのである。即ち三四は朝師本第十卷に、一四七は全第五卷に、一二二は全第十三卷に、一二一は第十八卷に在るのである。故に三六通外以上の五通を除いた、三一通が正しく傳師蒐集の分である。

要するに朝傳兩師に依て蒐集せられた録内本は、朝師本の八七通と傳師本の三一通と、後に述ぶる朝師録外混入の六通中二二、三〇、八〇の三通を加へた、一二一通で録内一四八通中、二七通の不足となるのである。而して斯の如き一二一通の録内は現に身延文庫に藏する所である。

五

然らば果して朝師蒐集(傳師分も含む)の録内本は、初めから二七通の不足があつたのかといふに、不足分はその後世の散逸とすべきである。何となれば既に朝師の「録内目録」に、各御書の首尾の御文が附記せられて、御書の内容を知らしめた点から見て、録内が完備して居たことが證せられるので

ある。そのみならず更に後世の散逸の事實を證するのは、朝師の著述に引用せられた文に徴すればいよく明かにすることが出来るのである。

然るに朝師の著述といへば、既に身延文庫に現存するもの『補施集』一一二卷、『例講問答』四七卷。『三日講』一〇二卷。『御書見聞』三三卷等を始め、相等の數に上る故に今は先づ、手元にある刊行本中『朝師見聞』宗學全卷 並に『元祖化導記』日蓮宗全書 の二本に就て調査して見ることにする。先づ『朝師見聞』に就て見るに、此の内には五大部外二十一章、即ち二六通を釋されて居るもの丈が現在する故に、是等の原本の存在は疑ふ余地はないのである。而して該二六通の中には、録外の二八、七五、一七三、一七六、一八〇の五通があるが、他の二〇通は總て録内である。即ち

一、二、三、四、五、六、七、九、一〇、一一、一二、一七、二一、二三、三八、
四一、六三、六七、七二、一二四

であるが、その中四一は「月水鈔」と「題目彌陀名號勝劣事」とを、異本として今日の如く別開されず、『三寶寺録外』には今日の如く別書として擧げられて居る）これに依て録内の缺本中の二、三、四、五、六、九、二一、三八、六三、一二四の二〇通は正しく存在したことが証せらるゝのである。

次に更に朝師が文明十年、即ち聖滅一九七年に執筆せられた、『元祖化導記』に就て調査することにする。先づ注意することは、此書が第一資料に御書を掲げたといふより、御書に依て聖傳を綴られた一事である。この一事は正に朝師が祖傳編輯に就て、一双眼を備へて居た左證であつて、近世『年譜攻異』が御書を以て、祖傳の事實を証明したなども、これと同一史眼に基いたものである。今御書を以て綴られたといつた、「化導記」に就てその引文を、類別すれば大体左の四類となるのである。

一、御書云 或は『御消息云』『御札云』『御狀云』等を含む、 五〇回

二、或記云 『宗旨名目』等古師傳記類？ 二四回

三、王代記 王代一覽？ 二回

四、私 云 朝師の意見 一六回

右の中「御書云」といふのは、勿論「御書」といふ外「御消息」「御札」「御狀」等の別稱も含んで居るが、その他直ち書名を出すものもある。故に今更に「御書云」に就て分類すれば、大体次の五類となる

一、御書名 『安國論』云『撰時鈔』云等といふもの 五回

二、御書云 三五回

三、御消息云

八回

四、御札云

一回

五、御狀云

一回

是等の回数に計五〇回であるが、今此の五十回に就て録内外を檢すれば、録内一九、録外五通、計二四通に亘つて居るのである。即ち録内は

三、四、一四、一五、一九、二五、四〇、四八、五一、五三、五九、六五、七〇、
八三、八五、一〇七、一〇八、一一九、一四五、

の一九通で録外は三、六六、一四二、一九九、二五九の五通である。而して此等録内外中尤も多く引用せられたのは、録外二五九の「波木井殿御書」の一〇回、一五の「佐渡御勘氣抄」の九回、六五の「種々御振舞抄」の七回、一四の「妙法尼御返事」の四回等である。他は概ね一回或は二回位宛である。此の外「或記云」といふ中には、中山の本成日實の「宗旨名目」が四回ばかり引用されて居る。孰れにもせよ「化導記」の引證を以て、録内一九通を數へるが、此の中朝師録内缺本中の八通の存在は確實であるのである。

四八

四八

○日妙御書

四九

五一

千日尼鈔

—

五一

阿佛房鈔

(傳師補充)

五三

光日房鈔

—

五九

聖人御難事

六三

六三

○如說修行鈔

六四

—

—

本尊供養鈔

—

—

六五

種々振舞鈔

—

六七

—

教機時國鈔

—

—

七〇

一昨日御書

七一

—

—

下山鈔

—

七二

—

諫曉八幡鈔

七三

—

—

顯佛未來記

—

—

八三

賴基陳狀

				八五
八九				
九四				
九六				
九八				
一〇三				
一〇六				
				一〇七
				一〇八
一一〇				一一九
一四〇				
一四一				

— (傳師補充) 一二四

宿屋入道許御書

太田殿許御書

阿佛房御消息

慈覺大師事(刪却)

大學三郎殿御書

上野鈔

藥王品得意鈔

清澄寺大衆中

波木井殿御報

遷滅無常鈔

一谷入道御書

十二因緣鈔

兵衛志御返事

本尊得意鈔

一四三

異体同心事

— (傳師補充)

一四五

四恩鈔

一四六

新地鈔

計二九(傳席補充五通)二二

一九

右の如く三類合して五五通、その中二九通欠本中「見聞」並に「化導記」に依て、正しく存在せりと断定し得るもの二、三、四、五、六、九、二一、二五、三八、四八、六三の一一通であるが、他の缺本、二四、三一、三二、四九、六四、七一、七三、八九、九四、九六、九八、一〇三、一〇六、一一〇、一四〇、一四一、一四三、一四六の一八通も存在したことは、粗ぼ認定し得る所である。

而してこれらの缺本は、果して何時散逸したかは勿論不明であるが、前にも述べた如く身延歴代中、上古の朝意傳三師を以て御書の蒐集寫傳時代とすれば、次の中古の重遠乾三師は、刊行時代に屬し、殊に一妙重師は、夙に祖書五大教の校訂に意を用ひ、晩年これを法資乾遠二師に遺命し、文祿四年 聖寂三一四 三月粗校訂を了したが、後慶長七年身延入山の折、更に「安國」「開目」「撰時」「報恩」等の眞蹟を對照し、遠師と議つて五大部外四篇の、所謂「慶長板」百部摺なるものを始めて刊行したのであるから。或は此の折參照資料として、紛失したかにも思はれるのである。斯くして録内本

は次第に散逸して、終に二九通の多きに至つたのであらう。

斯の如く身延門流に於ては、行學朝師の時に既に録内の完本があり、果して我等が推斷した如く、傳師の補欠が朝師の御在世中、録内の完璧を期するにあつたとすれば、御書の蒐集寫傳時代に、身延には既に朝師の時に、完全なる録内本があつたといふべきである。然らば録外に於ては如何といふに、既に述べた如く、朝師の録内本中に一六通の録外が鼠入し、一通の重本があつたが、傳師補欠本中に録外が一通あつた故、矢張一六通の録外の混入したことは明かである。殊に「朝師見聞」に就て見れば、朝師は獨り録内のみならず、録外分にまで及ばれたことは明かである。斯ゝる点から見れば、朝師は録内外に對して、二様の取扱をなされなかつたことが知られる。

七

然らば朝師の録外本は、前掲の十六通のみかといふに、朝師蒐集の録外は原本三十四冊。島師は十冊に合本したが、その中に收むる御書は、録外二五九通中實に一〇〇通を數へたのである。今その蒐集の内容に就て見るに

第一卷 一七、八七、八八、一〇五、一〇八、一〇七、一〇四、九、八九、五、一〇一、四八、一六、一〇〇、三三、一八、三四、

六九、二三、三三、

第二卷 七四、三、一〇三、滿外六 二五二、五、四六、一七三、内八〇、九九、一〇、四七、一六四、六五、四九、内二〇三、二五八、

二五四、内三、二五四、富士録外、一七一、

第三卷 二七、三四、一三五、一三四、三五、二〇、一五、二二七、新加、續集下六、七九、九〇、一〇九、二〇、内四四、一九、

八二、一六六、四三、一九五、

第四卷 一四、四、二四二、二五九、三七、七三、一六一、

第五卷 他受二ノ六 一五五、一七四、一三、二二六、一七七、三六、一三五、

第六卷 二三八、内三〇、延外 一九〇、一六〇、

第七卷 二〇五、三三五、一五二、九三、延外 三九、内三、

第八卷 七五、二五九、三八、二四八、

第九卷 三六、一六、一八〇、三三三、

第十卷 二六、二三三、一六八、

以上合計一〇〇通であるが、此の中には重本が二通即ち一三五、二五一その他録内を初め他の七類の御書がある。

録内本 二二、三〇、三二、八〇、一〇三、一四三、 六

身延録外 「八幡造營事」續七八 「二乗作佛事」續二〇一 二

他受用 「諸法實相事」二六 一

續集 「富本殿御返事」下、六。(八三五) 一

本福寺録外 「伯耆房御書」滿外六(二〇九四) 一

新加 「智妙房御書」二〇一六 一

富士録外 「九神事」付曆序 一

これ等七類合して一五通なるが、今その中の録内本六通に就て見るに、二二(朝本第八) 三〇(全上第六) 八〇(傳本第五) の三本は、朝傳二師の録内にある故に重本であるが、三二、一〇三、一四三、の三通は朝師本の類まで、傳師本にもない分である故に、録内一四八通中先述三〇通の不足は左の二六通となるのである。

二、三、四、五、六、九、二二、二四、二五、三一、三八、四八、四九、六三、六四、七一、七三、

八九、九四、九六、九八、一〇六、一一〇、一四〇、一四一、一四六、

而して今板本録外以外の諸本に就て見るに、身延録外の二本の中、「八幡造營の事」の奥書には

本云以_三日英所持本_二寫_レ之、此御直筆鎌倉島中法華堂に有_レ之贖物書也。今は中山に有之也。

と蒐集事情を書し、新加の「智妙房御返事」には「本云以_三御筆_二奉寫之_一富本殿へ」と記し、富士録外には「御自筆富士有之」との奥書がある。而して是等七通は、何れも板本録外以外のものである。故に板本録外としては、一〇〇通より録内等一三通併に重本二通を除いた八五通で、録外二五九通に不足すること一七四通である。

然るに前述の如く録内本の中に、混入した録外の

一六、四五、五四、六一、七九、八〇、八三、九〇、一〇一、一〇六、一二一、一二二、一四二、
二〇二、二三四、

の一五通と、傳師録内混入の録外二三六の一通と、都合一六通あるが、この中、一六、七九、九〇、一〇一、並に傳師本の二三六の五通は重本故に之を除き、四五、五四、六一、八〇、八三、一〇六、一二一、一二二、一四二、二〇二、二三四、の一一通は、正しく録外蒐集本として數ふべきである故に、朝師蒐集の録外は、八五通と今の一一通即ち九六通あつたのである。それに板本外の七通と加ふれば、計一〇三通となるのである。

此の外身延文庫には意師蒐集の録外目録がある。然るにそれに就て述ぶる前に一言すべきことがあ

る。外ではないが昨年本誌に「身延の御眞蹟に就て」述べたが、この折に身延歴代の目録中朝師の靈寶目録に就ては散逸と述べたが、意師に就ては何等述べなかつた。實は本年御遠忌に寶物館に、靈寶出品の折意師の目録が発見されたとの事で、七月末日登山の折拜することが出来たのである。今その内容に就て一言すれば、一部は『御筆御書註文』『録外御書註文』『台家聖教註文』の三部より成り且つその奥書には

此一冊者於_三梅平教_四房古聖教中_一、不意求_二得之_一、雖_レ爾當山永々の重寶故、納_三置文庫_一者也

寛永十六年己酉二月十五日

容長 日 豊。

と記されて居るが、此の記事に就ても見て一度紛失したのである。

更に三部の内容に就て見れば、「御筆御書註文」には卷物分として、録内分廿卷（他筆にて『安國論』「一代五時之圖」二卷「地引之御書」「治病抄」不足」とあり）、録外の分としては、「日眼女御書」「天變地天書」「光日上人御書」「妙心尼御前御返事」の六通を擧げ、更に要文、諸文類聚等御眞蹟二十余卷、計卷物六十卷を記し。次で御筆双紙の分として、御書並に要文等御眞蹟計小綴百五帳大綴五十帳を記し。奥書に

私云是は大事之黒箱の外の御筆の數共也。此外に箱一の中の御筆數上件之數物以下之内不_レ入_レ之

也。云云

と記されて居るが、御眞蹟等に關する内容の研究は、且く他の折を期するとして。以下意師の「録外御書註文」に依て、意師蒐集の御書に就て研究することにする。

八

意師蒐集の録外に就ては、「録外御書註文」に掲ぐる所九七通である。「註文」の本文は九六と數へるが、「日朗聖人御書」二通これは「土籠御書」と「五人土籠御書」とである。外に「彌源太入道御書」二通とあるが、「註文」に十通宛數ふる時、それを一通と數へて居るのである、故に實は九七通である。尙ほそれに就て一言すべきは、嶋師が前引録内本の初に

右細目及眞寫録外目錄は、十二世意師部、意師眞筆御筆御書註文にあり往見

右原本冊數は明治四十三年調査の際現在品に依る、眞筆目錄も録外の方は、意師の扣あるを以て、

原本數と現在數との對然を得れども云云

とあるが、意師の「録外註文」に就て見るに、標題の下に「日意所持分」と明記してあり、最末に「久遠寺常住」とある故に、身延録外中には意師の時代には、意師の所持本と久遠寺常住との二種があり

「久遠寺常住」といふのが、恐らく今日の朝師蒐集本であつて、此の外に意師所持の分があつたのである。而して意師の分は目録のみ留めて、實物は現存せぬ様である。故に嶋師が「眞筆目録も録外の方」云々は誤で、現在朝師録外本と、意師目録本とは勿論幾多の重本はあるが、全然別本であつたのである。

今意師の「録外御書註文」に就て見るに、これ意師の「録外目録」であつて、丁度半頃までは一通或は數通を以て帖を分つてあるが、それも十帖までは數へられるが、以下は帖を分つて居らぬ故、何帖であつたか不明である。唯その内容に就ては、九七通中前の朝師の場合と同じく、録外の板本以外に左の五種を混じて居る。

録内 二二、四〇、四八、五二、五八、一〇八、

重本 七〇、一三八、一六九、一七九、二一九

續集本 「強仁狀」(中三一)

他受用本 「待從殿御消息」一四八

異本録外 「二季彼岸事」註に『上と別なり』とあり異本か

故に録外板本に對して、意師蒐集の分はこれ等一四通を除いた八四通である。

而して今先づ混入の録内に就て見るに、上掲の通六中四八の「日妙聖人御書」樂法梵志書、八五九を除いては、孰れも朝師録内本の重本となるのである。此外録外の重本に就て見るに、録外本の内に録内或は同一録外の斷片が、別御書として數へらるもの、二五九通中三四通の多きに及んで居る如く、録内録外の斷片にして「他受用」中に、別書として掲げらるべきものもあるも當然である。今の意師録外中に「御書」とある一本があるが、これ恐らく他受用の「行者佛天守護抄」(五二)で、それはまた録外の一六九番の「壽量品得意抄」(一五二)の連文であらう、故に今は「得意抄」の重本と見たが、これとて録外「開目抄」の斷片であるから、又録内に對すれば又重本となるのである。斯る事實は御書蒐集時代には、勿論あるべき事實で又相等にあつたのである。是等は御遺文編集史上問題として、他日を期する所である。故に今は且らく刊行準備時代に屬する故に、録内外の板本を中心として、研究を進めるのが便宜である。更に今の重本の中に意師録外の「惡世明鏡抄」といふのがあるが、これは矢張同録の前に「法華真言勝劣奥」とあつたものである。これもその實録内「祈禱抄」の連文で、此部分は恐らく又録外に「真言宗行調伏秘法還著於本人書」(六二六)といふ題目で、掲げられてあるものである。斯の如く斷片の斷文の相違から、別書と思はれたものも多くあつたのであらう。此の他には『續集』の「強仁狀」(中三)と、『他受用』の「待從殿御消息」(三二二)と、異本録外とした「二

季彼岸事」とであるが、「彼岸事」には「上と別本なり」と註してある点は、恐らくは録外一七六番の「彼岸抄」(一五三八)の異本と見るべきであらう。故に上掲五種の異本の中では、先づ録外重本の五通と、録内混入の六通と、その他の三通を除いた、八三通が、意師蒐集の録外板本分の御書であるが、若し意師の蒐集御書とすれば、この外に録内の四八が一通、「強仁狀」「待從殿御消息」の二通を加へた八九通であるが、録外分は正しく八九通となるのである。

意師の蒐集分は右の如く八三或は八五通であるが、最後にこれを朝師蒐集の九八或は一〇五通と對照すれば、此に身延上古三聖蒐集の録外が判明する譯である。而してこれに依て自然前に述べた、嶋師の所謂「意師の控」なりや否やも判明するのである。それに就ては蒐集全録外の八八通及び一〇五通の對照でなく、八四通及び九八通の録外板本分を中心とするのが便宜である。先づ兩師蒐集の板本で録外の重本を調査すれば、

五、一六、三四、三六、三八、五五、六四、六九、七三、七四、七五、八八、九三、一〇一、一〇五、一九九、二一〇、二二三、二六六、二六六、
二二七、二三四、二三五、二三六、二三八、二二九、一六〇、一六八、二七一、一七四、一七五、一九〇、一九五、二〇五、二二三、二三六、
二二七、二四四、二五九、

の計四〇通である。而して意師が新に蒐集せられたものは、前述八三通より右の四〇通を減じた、左

の四三通である

一、二、六、七、二、二四、二五、二六、二九、三〇、三三、三七、四一、六八、七〇、八五、九八、一四、二七、三八、二九、一三〇、
 一三三、一三七、一五〇、一五五、一六六、一六九、一七九、一八二、一八四、一八九、一九三、一九四、一九七、一九八、二二三、
 二二五、二二六、二二九、二三二、二四九、

の諸抄である。

更に録外板本中朝師の蒐集に拘はる、九六通（此の中には朝師録内本混入の一五通分も這入て居る）とは、意師蒐集と重本をなす分と、その他に

三、四、一〇、二三、二四、二五、二八、一九、二〇、三三、三五、三九、四三、四四、四七、四八、四九、「五四」、「六一」、六五、
 「八〇」、八二、「八三」、八七、八九、九一、九二、一〇〇、一〇三、「一〇六」、一〇七、一〇八、「一一三」、「一一三」、「一四二」、一五二、一五、
 一六一、一六四、一六六、一七一、一八〇、「一〇一」、「一一三」、二二七、二二三、「二三四」、二三五、二四一、二四八、二五二、二五三、二五七、
 二五六、

の計五六通を 加へたもので、朝師蒐集の録外は計九六通となるのである。随つて意師蒐集の分は八三通より、重本の四〇通を削除した、前掲の四三通といふべきで、所謂上古三聖蒐集の録外は、板本分が八三通と四三通計一二六通で、録外二五九通中一三三通の不足がある。その他の録外本とし

ては朝師の七通と、意師の二通を合して九通ある故に、總して録外本としては、三聖時代に一三五通を蒐集したことになるのである。

九

上采の記述を要約するに、御遺文蒐集集史上に於ける上古三聖の功績は、録内に於ては蒐集完成せられて、所謂寫傳時代であつて、殊に朝師に於ては、次の刊行時代への準備が完成された様であつた。然るに録外に於ては正しく蒐集時代に屬し、且つその大半が蒐集せられて、次第に完成へ向ひつゝあつたが、三聖蒐集の御書に就て見れば、刊行の録外二五九通には、前にも述べた如く、三四通の録内の斷片が蒐集せられた重本があり、且つ四〇余通の眞偽未決或は後人の偽作が混入せられて居るのである。然るに三聖當時は勿論諸山が眞蹟を深く珍藏して、今日の如く容易に他見を許さなかつた故に、各斷片に題號を付して蒐集せられた事實は、上掲の三聖の目錄にもあつたのである。然るに後世刊行せられた録外の如く、一二六通中「彼岸抄」等僅に數通に留つたことは、勿論三聖の鑑識に俟つたのであるが恐らく當時が謀書流行時代に屬して、未だ蒐集の運に至らなかつたとも思はれる。孰れにもせよ朝師蒐集の現在の録外本は、法資傳師の蒐集と合して、朝師分八七通、傳師補缺分三

三通と、更に朝師録外混入の分三通と、計一二三通で録内一四八に對して 二六通の缺本があるが、既に述べた如く「見聞」の所依二五通（「題目彌陀名號勝劣事」を別開せざる故、別開すれば二六通となる）中に、録内缺本が一〇通あり。又「化導記」引用の二四通中に、録内缺本が一九通あり。兩書の重本を去つて、缺本二六通中二、三、四、五、六、九、二二、二五、三八、四八、六三、の一一通が在存した事實に徴し、且つ朝師の現存「録内目錄」の内容よりも、朝師當時既に録内の完本が、身延にあつたことは明白の事實である。

若し録外に關しては、當時蒐集時代に屬した故に、先述の如く朝師蒐集の板本分八五通と録内混入の一一通外七通計一〇三通と、更に意師蒐集の板本分四三通、外二通計四五通とで、累計板本分一三九通で板本二五九に對して一二〇通の不足である。而して全録外は更にその他九通計一四八通の蒐集があつたのである。要するに身延上古の三聖は、中古三聖の刊行時代の準備時代であつたのである。尙ほ此の外身延文庫には、「録内目錄」一卷「録外目錄」二卷（一卷には一〇九通を収め、他の一卷には二一一通を収めて居る）があるが、録内には一四八通完備のものであり、録外には三聖蒐集と異り、幾多の後世の偽書が混入して居るのであるが、是等の對照研究は後日を期することにする。（六、九、一三）